

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和2年6月22日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

移動販売車出店契約

(2) 内容

移動販売車出店契約（以下「本契約」という。）は、移動販売車（販売営業車または調理営業車）により飲食物の販売を行う事業者と契約し、契約事業者が本庁舎敷地内で飲食物の販売を行う事により飲食物の提供の機会を設けるとともに区への出店料の納入による税外収入の確保を目的とする。

(3) 履行期間

令和2年9月1日から令和2年12月28日まで

ただし状況に応じて、令和3年3月31日まで延長する場合がある。

2. 参加資格

本業務の実施に意欲と遂行能力を有する法人等であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (4) 法人事業税に滞納がないこと。
- (5) 公的機関の定める営業許可証（東京都の許可）を有するもの。
- (6) 食品衛生責任者等の資格を有するもの。
- (7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3. 受託候補者を選定するための審査基準

(1) 参加資格

参加資格は満たしているか

(2) 申込時における注意事項等の遵守

応募書類及び付属書類は、作成要領に沿った形式、部数及び体裁になっているか

- (3) 応募理由等
受託にあたって、出店方針、実施体制、環境配慮への取組みが明確であるか
- (4) 販売品名と販売価格
多様なメニューを提供できる体制を有しているか
- (5) これまでの実績
本業務を遂行する実績が充分であるか
- (6) 売上料率
出店料を算出するための売上料率の多寡

4. 提案書の審査方法

参加表明をし、提案書を提出した応募事業者の中から、提案書をもとに審査し、適当と認められる事業者を随意契約予定事業者として選定する。

5. 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目2番27号
世田谷区政策経営部経営改革・官民連携担当課
(世田谷区役所第1庁舎3階 31番窓口)
電話：03-5432-2040 ファクシミリ：03-5432-3047
E-mail SEA02210@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 募集要項の交付期間、場所及び方法

期間：令和2年6月22日（月曜日）～7月3日（金曜日）
場所及び方法：世田谷区ホームページにて公開（※ダウンロード可）

(3) 参加表明書の提出期限及び提出方法

期限：令和2年7月3日（金曜日）（正午まで必着）
方法：上記、(1)の担当部課あて電子メール

(4) 応募申込書・提案書の提出期限、場所及び提出方法

期限：令和2年7月30日（木曜日）（正午まで必着）
場所：上記(1)の担当部課窓口
方法：持参に限る。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5.(1)の担当課と同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

- (7) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
- (8) 詳細は募集要項による。